

## 宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、宍粟市環境基本条例（平成17年宍粟市条例第123号）に定める環境の保全及び創造並びに市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するため、市内に設置する太陽光発電施設に関する必要な事項を定めることにより、住環境への配慮及び自然環境の保護に努め、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するものを除く。）のうち、太陽光をエネルギー源とするものをいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電施設の設置、維持管理及び撤去までの事業をいう。
- (3) 設置工事 太陽光発電施設の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）をいう。
- (4) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (5) 管理者 太陽光発電施設の管理を行う者をいう。
- (6) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (7) 近隣関係者 太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境に影響を受けるおそれがある者として規則で定めるものをいう。

### (適用の範囲)

第3条 この条例の規定は、発電出力10キロワット以上及び太陽電池の合計出力10キロワット以上の太陽光発電施設について適用する。ただし、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の規定に基づき届出を行って設置するものを除く。

### (市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

### (設置者及び管理者の責務)

第5条 設置者及び管理者は、関係法令等を遵守するほか、事業区域及びその周辺地域の生活環境について十分に配慮するとともに、事故、公害等（以下「事故等」という。）の防止及び近隣関係者との良好な関係の構築に努めなければならない。

- 2 設置者は、設置事業に伴い事故等が発生したとき、又は近隣関係者と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるよう努めな

ればならない。

3 管理者は、太陽光発電施設及び事業区域の適切な管理に努めなければならない。

(土地の所有者の責務)

第6条 土地の所有者は、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある設置者及び管理者に対して、当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。

(禁止区域)

第7条 設置者は、次の各号に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）を事業区域としてはならない。ただし、当該各号に規定する法律の規定に基づき太陽光発電施設の設置が許可されている場合は、この限りでない。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

(4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は同法第25条の2第1項及び第2項の規定により指定された保安林

(5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画に定める農用地等として利用すべき土地の区域

(施設基準)

第8条 市長は、太陽光発電施設の設置等に関する基準（以下「施設基準」という。）を規則で定める。

2 施設基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 生活環境の保全に関する事項

(2) 災害の防止に関する事項

(3) 維持・管理に関する事項

(4) 廃止後において行う措置に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(近隣関係者への説明)

第9条 設置者は、次条第1項の規定による届出をする前に近隣関係者に対し、設置事業の内容について説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。

2 設置者は、規則で定めるところにより、前項の規定による近隣関係者への説明に係る報告書を作成し、次条第1項に規定する届出とともに、市長に提出しなければならない。

(届出)

第10条 設置者は、設置工事を行うときは、当該設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、太陽光発電施設の設置に関する計画（以下「事業計画」という。）を市

長に届け出なければならない。

2 前項の事業計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 設置者、管理者及び土地所有者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。）
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び土地の形状
- (4) 太陽光発電施設の発電出力及び太陽電池の合計出力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

（変更の届出）

第11条 設置者は、前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに、当該変更内容に係る事業計画を市長に届け出なければならない。

2 設置者は、前条第2項第1号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者は、前条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該届出をする前に近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければならない。

4 前項の規定による説明に係る報告については、第9条第2項の規定を準用する。

（完了の届出）

第12条 第10条第1項及び前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第13条 設置者又は管理者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

（報告）

第14条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、太陽光発電施設の設置又は管理に関する状況について、報告を求めることができる。

（立入調査等）

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業区域に立ち入り必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言及び指導)

第16条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告及び公表)

第17条 市長は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、期限を定めて必要な措置をとることを勧告することができる。

(1) 第10条から第13条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 正当な理由なく前条の規定による指導に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称を公表することができる。

(情報提供)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を関係する市町村及び行政機関の長に対して情報提供することができる。

(1) 設置者が、第10条の規定による届出をせずに設置工事を行ったとき。

(2) 法第9条第3項の規定による認定を受けている再生可能エネルギー発電事業計画に係る太陽光発電施設が、同項第1号から第3号までに掲げる事項に適合していないと認められるとき。

(3) 前条の規定による勧告及び公表を行ったとき。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに設置工事に着手している（設置工事が完了しているものも含む。）設置事業については、施行日以後の設置事業（維持管理、事業計画の変更及び撤去に限る。以下同じ。）について、この条例の規定を適用する。

3 前項の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける設置事業については、施行日以後に事業計画の変更（第10条第2項第3号から第5号までに規定する事項の変更に限る。）が行われるまでの間は、第7条、第8条第2項第1号及び第2号並びに第17条の規定は適用しない。